

議案第 45 号

財産の取得について（除雪ドーザ 5 t 級購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

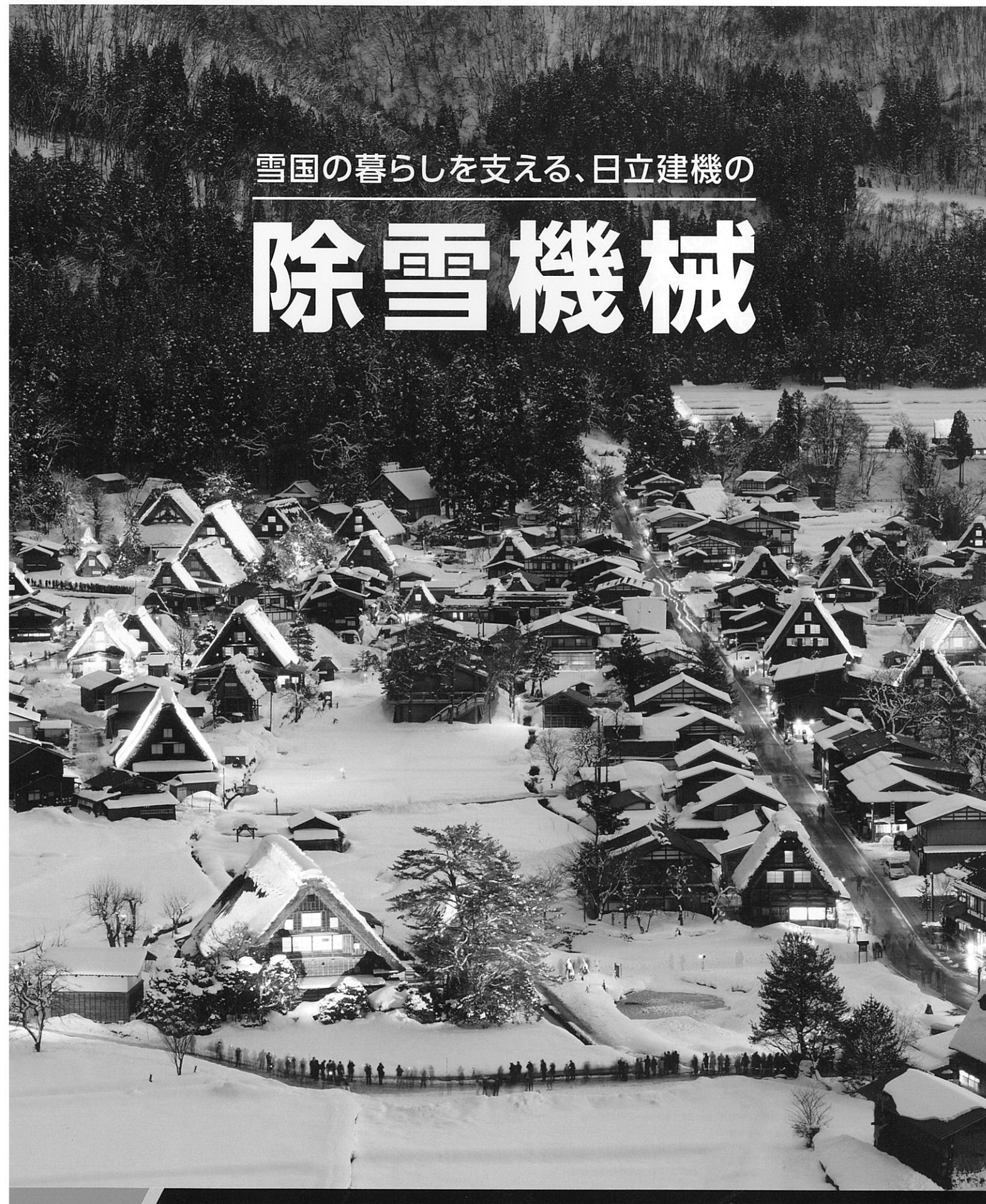
1. 財産の内容 物品（除雪ドーザ 5t 級 1 台）
2. 相手方 鳥取県米子市熊党 125-1
株式会社原商 米子支店
支店長 細田 典昭
3. 契約金額 8,586,000 円（消費税込）
4. 契約締結の方法 一般競争入札

HITACHI

Reliable solutions

雪国の暮らしを支える、日立建機の

除雪機械



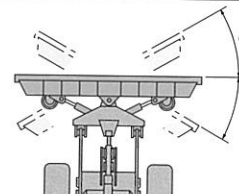
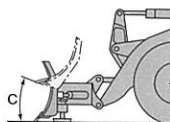
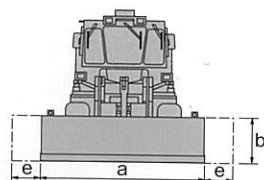


サイドスライド アングリングプラウ付き除雪ドーザ

左右へのスライド（スライド量280 mm～400 mm）が、油圧操作でスピーディに行えます。路肩障害物の回避や路肩除雪、拡幅などの作業に効果的です。



■仕様



		ZW80	ZW90	ZW100-5B (8 t級)*2	ZW120-5B	ZW140-5B (11 t級)*2
運転質量*1	kg	5,765	6,850	8,570	9,190	11,140
全長（ブラウストレート地上時）	mm	5,510	5,880	6,640	6,660	7,300
全長（ブラウ最大アングル時）	mm	6,100	6,515	7,340	7,400	8,080
全高（黄色回転灯上端まで）*3	mm	3,140	3,340	3,380	3,420	3,430
路面除雪幅（最大アングル角時）	mm	2,295	2,425	2,700	2,860	2,990
除雪高さ	mm	400	400	560	560	560
a: ブラウ全幅	mm	2,650	2,800	3,120	3,300	3,450
b: ブラウ全高	mm	790	790	1,020	1,020	1,020
c: ブラウ後傾角	度	40	38	11	8	12
d: 最大アングル角	度	30	30	30	30	30
e: 左右スライド量	mm	280	280	350	400	400
タイヤ*4		17.5/65-20-10PR(L2)	16.9-24-10PR(L2)	16.9-24-10PR(L2)	18.4-24-10PR(L2)	17.5-25-12PR(L3)

		ZW150-5B	ZW180-5B (14 t級)*2	ZW220-5B (18 t級)*2	ZW250-5B
運転質量*1	kg	12,170	15,100	18,230	20,670
全長（ブラウストレート地上時）	mm	7,370	7,970	8,350	8,570
全長（ブラウ最大アングル時）	mm	8,150	8,800	9,180	9,420
全高（黄色回転灯上端まで）*3	mm	3,510	3,530	3,620	3,660
路面除雪幅（最大アングル角時）	mm	2,990	3,200	3,200	3,290
除雪高さ	mm	560	660	660	670
a: ブラウ全幅	mm	3,450	3,700	3,700	3,800
b: ブラウ全高	mm	1,020	1,200	1,200	1,200
c: ブラウ後傾角	度	12	11	10	12
d: 最大アングル角	度	30	30	30	30
e: 左右スライド量	mm	400	400	400	400
タイヤ*4		20.5-25-12PR(L3)	20.5-25-12PR(L3)	23.5-25-16PR(L3)	23.5-25-16PR(L3)

（注）数値は直付け仕様の値を示します。ZW80、ZW90は、カブラ式の値を示します。

*1: ZW80、ZW90は乗員1名、ZW100-5B～ZW250-5Bは乗員2名を含みます。

*2: 国土交通省仕様除雪ドーザ（2人乗りキャブ付き）の型式名はZW100-5B（8t級）、ZW140-5B（11t級）、ZW180-5B（14t級）、ZW220-5B（18t級）となります。

*3: 公道走行する車両に黄色回転灯または散光式警告灯を装備する場合、道路維持作業車としての認可・登録が必要です。

*4: スノータイヤはオプションです。

議案第 46 号

財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

1. 財産の内容 物品（除雪ドーザ 8t 級 1 台）
2. 相手方 鳥取県米子市流通町 1 5 8 番地 1 0
 コマツ山陰株式会社 米子支店
 支店長 川上 伸一
3. 契約金額 10,130,400 円（消費税込）
4. 契約締結の方法 一般競争入札

KOMATSU

WA100-7

**WA
100**

特定特殊自動車排出ガス
2011年基準適合車

WA100-7

エンジン定格出力 ネット 73.1 kW (99.4PS)

運転質量 7405 kg

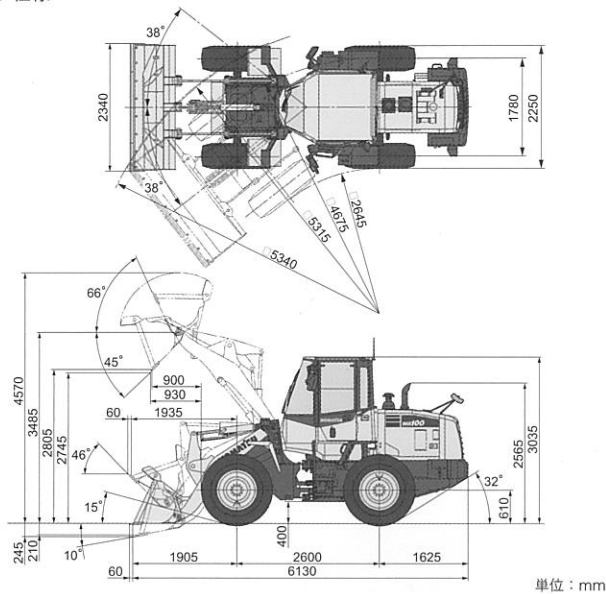
バケット容量 1.3 m³



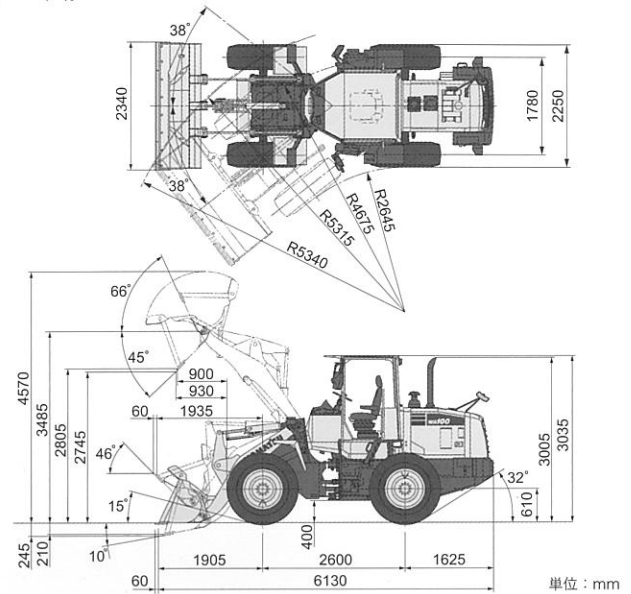
※ カタログ写真はオプションを含みます。

■ 外形図

キャブ仕様



キャノピ仕様



■ 仕様

項 目	機種 単位	WA100-7	
		キャブ仕様	キャノピ仕様
道路運送車両法に基づく届出形式		コマツ WDP-WA124	
エンジン指定型式		コマツ SAA4D95LE-6-A	
(注)道路運送車両法に基づいて届出されたことにより、特定特殊自動車としての基準適合表示ができます。			
仕様			
運転質量	kg	7405	7230
機体質量	kg	5720	5550
エンジン名称		コマツ SAA4D95LE-6-A	
形式		直噴式、ターボ・アフタークラークールドEGR付	
総行程容積(総排気量)	L[cc]	3.26 [3260]	
定格出力 グロス ^{*1}	kW/min ¹ (PS/rpm)	74.2/2200 [101/2200]	
定格出力 ネット(JIS D0006-1) ^{*2}	kW/min ¹ (PS/rpm)	73.1/2200 [99.4/2200]	
(ファン最高回転速度時のネット出力)	kW/min ¹ (PS/rpm)	70.9/2200 [96.4/2200]	
バケット容量 ストックパイル用(BOC付)	m ³	1.3	
常用荷重	kg	2080	
タイヤサイズ		16.9-24-10PR(L-2)	
性能			
走行速度	1速 前進／後進	km/h	0 ～ 8.0 (13.0) ^{*3}
	2速 前進／後進	km/h	0 ～ 13.0
	3速 前進／後進	km/h	0 ～ 20.0
	4速 前進／後進	km/h	0 ～ 33.0
最大登坂能力	度	25	
アーティキュレート角度	度	38	
最小回転半径(最外輪中心)	mm	4675	
最大掘起力	バケットシリンドラ	kN[kg]	61.8 (6300)
バケット	上昇時間(積荷)	秒	5.8
	下降時間	秒	3.0
	ダンプ時間	秒	1.1

項 目	機 種 単位	WA100-7	
		キャブ仕様	キャノピ仕様
寸法			
全長	mm	6190	
全幅 (バケット幅)	mm	2340	
全高	mm	3035	
ダンピングクリアランス(45° 前傾BOC先端まで)	mm	2745	
ダンピングリーチ(45° 前傾BOC先端まで)	mm	930	
伝導装置			
走行駆動形式		HST(無段変速)	
トランスファ形式		平歯車常時かみあい式	
ブレーキ装置			
足ブレーキ形式		油圧式4輪制動密閉湿式ディスク	
駐車ブレーキ形式		HST出力軸制動湿式ディスク	
油類の容量			
燃料 (JIS軽油)	L	131	
エンジン潤滑油 (交換量)	L	12.5 (11.5)	

※1: エンジン単体(ファンなし)のグロス出力

※2: 冷却ファン最低回転速度時の値

※3: 8.0 ~ 13.0 km/h の範囲で任意に設定可能

単位は、国際単位系によるSI単位表示。()内の非SI単位は参考値です。

●機体質量3トン以上の建設機械の運転には「車両系建設機械運転技能講習修了証」の取得が必要です。コマツ教習所にて技能講習等を実施しておりますのでご利用ください。

●本機をご利用される際の注意事項の詳細は、取扱説明書をご覧ください。●本機は改良のため、予告なく変更することがありますのでご了承ください。●掲載写真は一部販売車と異なる場合があります。

●お問い合わせ先

KOMATSU

コマツ

国内販売本部 営業企画部

TEL. 03-5561-2714

〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6

URL <http://www.komatsu.co.jp>

■オペレータの養成・資格修得(大型特殊・車両系建設機械講習等)のご相談はコマツの教習センタへ。

コマツ教習所

北海道センタ	TEL. 011-377-3866	粟津センタ	TEL. 0761-44-3930
宮城センタ	TEL. 022-384-9334	愛知センタ	TEL. 0586-26-4111
栃木センタ	TEL. 0285-83-5461	京都センタ	TEL. 075-924-3050
群馬センタ	TEL. 027-350-5356	大阪センタ	TEL. 072-849-2063
埼玉センタ	TEL. 04-2960-3366	奈良センタ	TEL. 0743-68-3333
東京センタ	TEL. 042-632-0635	中国センタ	TEL. 086-281-2804
神奈川センタ	TEL. 044-287-2071	四国センタ	TEL. 0897-58-6631
静岡センタ	TEL. 054-262-0005	九州センタ	TEL. 092-935-4131

議案第 47 号

財産の取得について（マイクロバス購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

- | | |
|------------|---|
| 1. 財産の内容 | 物品（マイクロバス 1 台） |
| 2. 契約の相手方 | 住所 日野郡日野町貝原 153 番地
氏名 根雨自動車整備株式会社
代表取締役 田辺 正男 |
| 3. 契約金額 | 一金 8,532,000 円（消費税込） |
| 4. 契約締結の方法 | 指名競争入札 |

EX

エアサスペンションがもたらす、この上ない乗り心地。
大切なゲストを、心ゆくまでおもてなしする最上級グレードです。

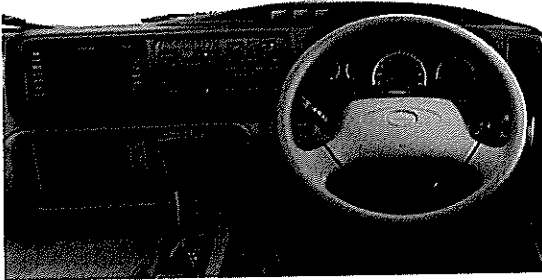


Photo:EX(冷蔵庫付25人乗り)。
ボデーカラーはベージュメタリック。
アルミホイール、電動補助ステップ付スリーステップ、リヤスボイラー、
ボデーストライプ、天井換気扇、カーテン、室内灯(3灯式蛍光灯)、冷蔵庫、
DVDナビ(AM/FM・CD・ナビ)+バックモニター&
17インチワイド液晶ディスプレイ+DVDプレーヤーはオプション。
寒冷地区仕様、電動格納式(リモコン付)+熱線ヒーター付助手席側
アウトターミラー、パワーヒーターはセットでオプション。

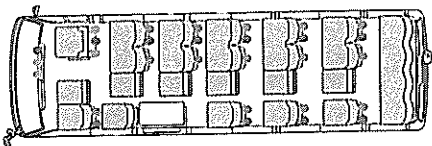


シート表皮:トリコット(上級)

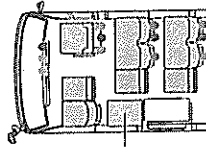
ロングボデー 26人乗り

ハイルーフ **DIESEL** N04C-VF/6AT
N04C-UP/5MT

26人乗り



冷蔵庫付25人乗り

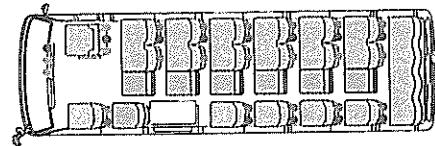


冷蔵庫
(オプション)

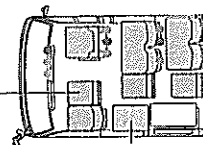
ロングボデー 29人乗り

ハイルーフ **DIESEL** N04C-VF/6AT
N04C-UP/5MT

29人乗り



冷蔵庫付29人乗り



冷蔵庫
(オプション)

座席が追加されます。

□リクライニング機構標準装備 □リクライニング機構設定なし □スペースアップシート ●コップ立て・シートポケット・物掛けフック ●コップ立て ●灰皿

議案第 48 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所
キュービック 代表 矢田貝 ひろみ
鳥取県日野郡日南町中石見 407 番地
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地
日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場
日南町霞 615 番地
3. 管理を行わせる期間
平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
4. 管理業務の範囲
 - ① イチイ荘及び山村広場の利用に関する業務
 - ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項
「日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例」第 7 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

平成28年 4月 1日

日南町長 増 原 聡 様

申請者

所 在 地 鳥取県日野郡日南町中石見 407

団 体 名 キュービック

代表者氏名 矢田貝 ひろみ

連絡先（電話） 090-5374-6836



日南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

「 イチイ荘及び山村広場施設 」

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書…参考様式
- 2 管理に係る収支計画書…参考様式
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

参考様式（第4条第1号関係）

「イチイ荘及び山村広場施設」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成28年 4月 1日				
団体名	キュービック			
代表者名	矢田貝 ひろみ	設立年月日	平成27年6月1日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町中石見 407			
電話番号	090-5374-6836	FAX番号		
E-mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
	鳥取県日野郡日南町笠木 304	施設の一部を利用したパンの製造	開始	平成27年10月1日
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】 お客様の利便性、安全性の確保を第一としてお客様の声を積極的に取り入れ、適切、迅速に管理運営すると共に、管理の質の向上に努めます。 1. 目的 交流人口の拡大と地域経済の活性化。 安心、安全の確保。サービスの向上。 2. 当面の管理運営について パン製造、販売を行い、宿泊施設は素泊まり式。朝食の提供は行いが、食事は道の駅のレストランや、近隣の飲食店と連携し、利用してもらう。イチイ荘や道の駅でのパン販売を主体に、季節に応じたイベントでの集客を考えます。 常駐するのは代表があたり、その他のイベントなど繁忙期には構成員1名をパン製造補助、接客、ベッTMeyキング等の業務にあたらせる。				
【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】 日南町、消防、警察など関係機関と連携し、研修や講義に参加し、適切な管理、販売の推進を行なう。				
【施設の管理について】 1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む） 代表1名、構成員1名 2. 職員の研修計画 先を見据えた意思決定を行い、戦略を策定し、その方針を示す。 戦略、方針を迅速かつ正確に推進していく。 状況に応じてすばやく判断していく。月1回内部での研修を実施します。				

3. 経理

税理士の先生から指導を受けており、日々の業務は代表と構成員で行う。
任意団体のため代表者の個人申告で対応する。

【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

別紙記入のとおり

2. サービスを向上させるための方策

霞中心地内にあるものの、公共交通は利用しにくい立地にあります。ただ周辺山村広場、ツリーハウス計画もあり、小さい子供を持つ方には自然の中で体験し、利用しやすい施設だと思いますので、快適に過ごしていただきやすい環境であると考えます。イチイ荘単独ではなく、日南町全体でのサービス向上を考えます。

3. 利用者等の要望の把握及び実施案

利用者アンケートの実施

施設窓口に意見箱設置

4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

使い勝手の良いルール作りを図ると同時に、お客様の声も可能な限り運営に反映する。
契約主体など責任の所在を明確にし、スピード感を持って対応。

5. その他（地域との連携、他施設との連携）

道の駅、生山駅周辺飲食店（飲食店からの出前、飲食店へのお客様の送迎など）

【個人情報の保護の措置について】

利用者及び取引先からお預かりした個人情報は、法令により例外と認められた場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

サービスの向上、利用者の便宜を図るために使用します。

情報管理に関する苦情、問合せには確実に対応します。

【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

施設、周辺設備の日常点検、巡回、施錠。

定期的な防災訓練、消火訓練の実施、緊急事態対策マニュアルの整備。

防火管理者（5月に取得予定） 矢田貝ひろみ

2. その他緊急時の対応

状況把握を行った後、非常事態、火災など状況に応じて

警察への110番通報、消防への119番通報を行う。

また、日南町への報告を行う。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

技術力の向上、得意分野の拡大、経営基盤の強化を図ると共に皆さまから信頼される団体を目指します。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

現在、山上地域振興センターを借用し、パンの製造・販売を行ない、口コミで好評を得ています。

4月22日にオープン予定の道の駅にも販売したい考えはありますが、公共の施設という事で、利用調整、利用時間の制限等がある状況です。納品の曜日指定のある店舗さんに納品できなくなっているのが現状です。イチイ荘の指定管理者と認定されれば、イチイ荘や道の駅での販売にも大きく前進することができます。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

道の駅、生山駅周辺の飲食店もある中、集客の競争率は激しくなり、ロスにもつながりますので、イチイ荘でのレストラン営業は考えていません。（カフェ営業程度）

地域経済の活性化を促すために、周辺飲食店と連携した取組を考えています。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

食品衛生責任者（飲食店開業可） 矢田貝ひろみ

業務拡大によって町内のアルバイトを雇用する。

自主事業計画書（平成27年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
夏のビアガーデン	交流人口の増加。少子高齢化、過疎化の進む日南町で若者が集える場として。 『イチイ荘 杜のビアガーデン』として子供連れでも楽しんでもらいたい。 料理を料理人の方にもお願いする（承知済みです）	夏季

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
週末 BBQ	交流人口の増加。少子高齢化、過疎化の進む日南町で若者が集える場として。 バーベキューを手軽に楽しめ、子供連れでも楽しんでもらいたい。	金・土

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
パンカフェ	『食』を通じて気持ちのリセットを提供できる交流の場として多くの方に心地よい時間を過ごしていただけるようなカフェづくり。 子育て中のお母さんたちの交流の場として子供連れで気軽に入れるカフェにしたい。 パンだけでなく、ご当地スイーツなども取り寄せて提供したい。	通年

参考様式（第4条第2号関係）

管理に係る収支計画書		平成28年6月1日～平成29年5月31日	
収入合計（A）		7,220,000	
項目	宿泊料	3,600,000	300,000×12ヶ月
	パン販売	3,000,000	250,000×12ヶ月
	イベント収入	500,000	ビアガーデン、BBQなど
	カフェ収入	120,000	10,000×12ヶ月
支出合計（B）		7,220,000	
項目	水道費	120,000	
	光熱費	1,000,000	
	通信費	150,000	
	リネン費	150,000	
	消耗品費	800,000	消耗器具、洗剤、消毒液、布巾、サランラップ等
	雑費	300,000	
	宣伝広告費	100,000	
	人件費	1,550,000	
	修繕費	100,000	
	食材費	2,500,000	
	賃借料	450,000	食洗機、冷蔵庫
収支（A） - （B）		0	

様式第2号(第4条第4号エ関係)

納税義務がない旨の申立書

平成28年 4月 1日

日南町長 増 原 聡 様

申請者

所在地 鳥取県日野郡日南町中石見 407

団体名 キュービック

代表者氏名 矢田貝 ひろみ

連絡先(電話)090-5374-6836



日南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条第4号エの規定に基づく
納税証明については、当団体は納税義務がない旨その理由を記して申し立てます。

記

1 納税義務がない理由

個人で所得申告はしているが、任意団体のため納税の義務はありません。
今回の事業収入は個人の所得に計上し申告する予定です。

名称 キュービック

事務局所在地 鳥取県日野郡日南町中石見 407

代 表	矢田貝ひろみ	鳥取県日野郡日南町中石見 407
構成員	松本 由美子	鳥取県米子市富益町 15-11

議案第 49 号

日南町税条例等の一部改正について

次のとおり日南町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 日南町税条例（昭和 45 年条例第 30 号）の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条-第6条) 第2節 賦課徴収(第7条-第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条-第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条-第79条) 第3節 軽自動車税(第80条-第91条) 第4節 町たばこ税(第92条-第102条) 第5節 鉱産税(第103条-第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条- <u>第151条</u>) 附則 (略) (災害等による期限の延長) 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>審査請求</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認め	目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条-第6条) 第2節 賦課徴収(第7条-第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条-第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条-第79条) 第3節 軽自動車税(第80条-第91条) 第4節 町たばこ税(第92条-第102条) 第5節 鉱産税(第103条-第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条- <u>第149条</u>) 附則 (略) (災害等による期限の延長) 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>不服申立て</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認め

る場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5（略） （納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 (1)（略） (2) <u>第81条の6第1項の申告書、</u> <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> <u>又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</u> (3) <u>第81条の6第1項の申告書、</u>	る場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5（略） （納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号</u> <u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号</u> <u>に掲げる期間</u> <u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</u> (1)（略） (2) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> <u>又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</u> (3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項</u>
---	--

<u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) (略) <u>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 <u>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 (略) (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、100分の<u>6</u>とする。 (略) (普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定により</u> 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下<u>この条</u>において「不足税額」という。）を追徴する。 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項<u>及び第4項</u>において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る	<u>及び第23項の申告書を除く。）</u>、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) (略) (新設) (新設) (略) (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、100分の<u>9.7</u>とする。 (略) (普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定によつて</u> 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下<u>次項</u>において「不足税額」と総称する。）を追徴する。 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項<u>において</u>同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る
--	---

納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し</u>、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日<u>から同項</u>に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。 4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限</u><u>り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)</u>をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))をしたことに基因して、<u>第一項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)</u>は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し</u>又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日<u>から第1項</u>に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。 (新設)
---	--

(1) <u>第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u> (2) <u>当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u> (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 (略) 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	(略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 (略) 3 法第321条の8第22項の_____申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の_____申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の_____申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
---	--

5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u> <u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u> <u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u> 6 (略) 7 (略) (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略)	(新設) 5 (略) 6 (略) (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略)
---	--

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし_____、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には_____、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても_____同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは_____、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の_____申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の_____申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと_____）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 （新設）
---	---

<u>があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u> <u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u> <u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u> （略） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該	（略） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産 _____ _____について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該
--	--

当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</u>	当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで<u>又は第12号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)</u>に対し、その所有者に _____ 課する。 <u>2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u>
---	--

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。 (削除) (軽自動車税のみなす課税) 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u> (削除) 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。	3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合には _____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u> _____ については、これを課さない。 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲) 第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、<u>軽自動車税を課さない。</u> (1) 救急用のもの (軽自動車税の課税免除) 第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。 _____ _____ _____ _____ (1) 商品であつて使用しない軽自動車等 (新設) (新設) (新設)
--	---

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) 第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (種別割 〃 の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (イ) 3輪のもの 年額 3,900円 (ウ) 4輪以上のもの 種 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 種 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (イ) その他のもの 年額 5,900円 (3) (略) (種別割 〃 の賦課期日及び納期) 第83条 種別割 〃 の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割 〃 の納期は、4月11日から同月30日までとする。 (種別割 〃 の徴収の方法) 第85条 種別割 〃 は、普通徴収の方法によつて徴収する。 (種別割 〃 に関する申告又は報告)	(新設) (軽自動車税の税率) 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号掲げる軽自動車等に対し 〃、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 〃 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 〃 3輪のもの 年額 3,900円 〃 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 〃 農耕作業用のもの 年額 2,400円 〃 その他のもの 年額 5,900円 (3) (略) (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告)
--	--

第87条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(6) (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 (略)	第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(6) (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 (略)
---	--

(種別割　　の減免) 第89条　町長は、公益のため直接専用する　　軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割　　を減免する　　。 2　前項の規定によつて種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8)　　(略) 3　第1項の規定によつて種別割　　の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障がい者等に対する種別割　　の減免) 第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割　　を減免する　　。 (1)　身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を<u>一</u>にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を<u>一</u>にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転するもの　　（1台に限る。） (2)　　(略) 2　前項第1号の規定によつて種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>この項</u>において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下<u>この項</u>において「療育手帳」とい	(軽自動車税の減免) 第89条　町長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等　　に対しては、軽自動車税を減免することができる。 2　前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8)　　(略) 3　第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障がい者等に対する軽自動車税の減免) 第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等　　に対しては、軽自動車税を減免することができる。 (1)　身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を<u>一</u>にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を<u>一</u>にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）　　を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、町長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。） (2)　　(略) 2　前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下<u>本項</u>において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下<u>本項</u>において「療育手帳」とい
---	--

う。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>この項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を<u>一</u>にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下<u>この項</u>において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条</u>第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の	う。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>本項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を<u>1</u>にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下<u>本項</u>において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第89条</u>第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の
---	--

主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割 が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 （略） <u>第146条 削除</u> <u>第147条 削除</u> （入湯税にかかる不足金額等の納入の手続） <u>第148条 （略）</u> （入湯税にかかる特別徴収義務者の経営申告） <u>第149条</u> （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等） <u>第150条 （略）</u> 2 （略） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） <u>第151条 （略）</u> 2 （略） 附 則 <u>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</u> <u>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34四条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2及び3 （略） 4 法附則第15条第2項第7号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 5及び6 （略）	主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 （略） （入湯税にかかる不足金額等の納入の手続） <u>第146条 （略）</u> （入湯税にかかる特別徴収義務者の経営申告） <u>第147条 （略）</u> （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等） <u>第148条 （略）</u> 2 （略） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） <u>第149条 （略）</u> 2 （略） 附 則 <u>第6条 削除</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2及び3 （略） 4 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 5及び6 （略）
--	--

7 <u>法附則第15条第29項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</u>	(新設)
8及び9 (略)	7及び8 (略)
10 <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(新設)
11 <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(新設)
12 <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(新設)
13 <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(新設)
14 <u>法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(新設)
15～17 (略)	9～11 (略)
18 <u>法附則第15条第42項に規定する町条例で定める割合は5分の4とする。</u>	(新設)
19 (略)	12 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2～7 (略)	2～7 (略)
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</u>	(新設)
(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申請書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>	(新設)
9 (略)	9 (略)
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	
第15条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、</u>	(新設)

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
種	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
種	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
種	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円
種	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) 種	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) 種	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第82条第2号ア	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) 種	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) 種	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第2条 日南町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る町税条例第82条及び附則第16条_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第82条第2号 第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第82条 第2号ア	3,900円	3,100円
第82条第2号 第2号ア(ウ) 種	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第2号 第2号ア(ウ) 種	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される 第82条	新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される 第82条

附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	町税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)種の項	第2号ア(ウ)種	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)種		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)種の項	第2号ア(ウ)種	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)種			
			3,800円	3,000円	
			5,000円	4,000円	

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第3条 日南町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(略) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(略) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第98条第1項	<u>施行規則</u> 第34号の2 様式	地方税法施行規則一部 を改正する省令（平成 27年総務省令第38号）	第98条第1項	_____ 第34号の2 様式	地方税法施行規則一部 を改正する省令（平成 27年総務省令第38号）

		_____による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式			第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条第2項	_____第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第98条第3項	_____第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	第98条第4項	_____第34号の2の様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
4～6 （略）			4～6 （略）		
7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>町税条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第19条	第98条第1項若しくは第2項	町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、	第19条	第98条第1項若しくは第2項	町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項	第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項

第19条第3号	_____ _____ _____ _____ _____若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
<u>第100条の2第1項</u>	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第9項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項及び前項</u>

第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。） 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第9項</u>
	<u>から</u>	<u>、第5項及び</u>

第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
附則第6条第10項において準用する同条第6項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第6項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項	第8項	第4項	第9項
11 (略)			11 (略)		
12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第11項	第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日	第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の	第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項		から	、第5項及び

第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項	第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項	第8項	第4項	第11項
13 (略)			13 (略)		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の	第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項		から	、第5項及び

第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項	第8項	第4項	第13項
(特別土地保有税に関する経過措置) 第6条 (略) (入湯税に関する経過措置) 第7条 <u>町税条例第149条</u>の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる<u>同条例第149条</u>の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による報告については、なお従前の例による。			(特別土地保有税に関する経過措置) 第6条 (略) (入湯税に関する経過措置) 第7条 <u>新条例第147条</u>の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる<u>新条例第147条</u>の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による報告については、なお従前の例による。		

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法

第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

- (2) 第1条中町税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15五条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

- (3) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日
（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（課税額） 第2条 （略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（（所得割額並びに被保険者均等割額））の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（（所得割額並びに被保険者均等割額））の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額）	（課税額） 第2条 （略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（（所得割額並びに被保険者均等割額））の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（（所得割額並びに被保険者均等割額））の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額）

第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (略) ア～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>26万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略)	第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には<u>17万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (略) ア～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略)
---	---

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の町国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 51 号

日南町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

第 1 条 日南町固定資産評価審査委員会条例（昭和 45 年日南町条例第 32 号）の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
(略) (議事についての調書) 第12条 書記は、 <u>第7条から第9条までに規定するもの</u> の外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 (略)	(略) (議事についての調書) 第12条 書記は、 <u>前3条</u> に規定するもの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 (略)

第 2 条 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (適用区分) 2 改正後の日南町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、 <u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若し</u>	(略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (適用区分) 2 改正後の日南町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、 <u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録され</u>

くは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、<u>同日前に公示等がされた場合</u> _____ _____ _____については、なお従前の例による。 （委員任期の特例） 3 （略）	<u>た価格に係る審査の申出</u> _____ _____ _____について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。 （委員任期の特例） 3 （略）
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 52 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日南町教育委員会委員 須田 ひろ子 は、平成 28 年 5 月 13 日に任期が満了となるため、引き続き同人を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

住 所	日南町河上727番地の1
氏 名	すだ ひろこ 須田 ひろ子
生年月日	昭和23年2月14日

議案第 53 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日南町教育委員会委員 川上 絵里子 は、平成 28 年 5 月 13 日に辞任するため、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

住 所	日南町霞912番地2 カンファット日南団地B-5
氏 名	はせがわ つよし 長谷川 毅
生年月日	昭和45年7月12日

議案第 54 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
浅田 昭弥	あさだ あきや	日南町神福 219 番地	56	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 55 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
梅林 操	うめばやし みさお	日南町霞 134 番地	73	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 56 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
天崎 直幸	あまさき なおゆき	日南町生山 727 番地	66	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 57 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
内田 章久	うちだ あきひさ	日南町下石見 143 番地	67	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 58 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
吉川 保	きっかわ やすし	日南町笠木 1096 番地の 2	65	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 59 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
奥迫 静子	おくさこ しずこ	日南町花口 577 番地 4	70	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 60 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
岩 田 正	いわた ただし	日南町阿毘縁 1224 番地の 1	57	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 61 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
絹谷 澄雄	きぬたに すみお	日南町新屋 460 番地	66	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 62 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
加藤 幸児	かとう こうじ	日南町折渡 349 番地	62	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで

議案第 63 号

日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 30 条及び同法第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 4 月 25 日提出

日南町長 増 原 聡

氏 名	ふりがな	住 所	年 齢	任 期
大塚 二美	おおつか ふたみ	日南町福万来 830 番地の 9	56	平成 28 年 5 月 19 日から 平成 31 年 5 月 18 日まで